

# 大崎住民訴訟を支援する会ニュース第 17号(2022年3月)

事務局 電話番号：070-2010-3777 〒981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

事務局アドレス osaki.shien@gmail.com <https://www.facebook.com/osaki.shien>

## 排ガス測定で放射性セシウム漏れ明らか

### 2月16日大崎住民訴訟第15回口頭弁論期日

2月16日(水)仙台地裁で大崎住民訴訟の第15回口頭弁論期日が開催され、弁護団は先の排ガス測定結果の分析、大崎玉造住民の尿検査の分析、大崎市の土壌検査の分析により、大崎広域組合の焼却施設から放射性セシウムが拡散している事実を立証しました。

#### 排ガス測定で微粒子の漏れ確認

昨年実施された排ガス検査で、バグフィルターを通過したばいじんが捕捉されました。これはバグフィルターが捕捉できない微粒子(一般にはPM2.5と呼ばれる粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微粒子)が焼却炉から漏れ出ていることを示す結果となりました。

#### 年間52kgもの微粒子を放出

バグフィルターにはセシウムを取り除く機能はないので、漏れ出たばいじんのセシウム濃度は焼却で飛灰となったセシウム濃度と同じです。今回の調査期間中の飛灰のセシウム濃度は $230\text{Bq}/\text{kg}$ と報告されており、今回測定されたばいじん量を基に計算すると、1年間で玉造CCから $52\text{kg}$ のセシウムを含む微粒子が大気中に排出されることとなります。

これを許すと、長い間膨大な量の放射性セシウムが原告ら住民の環境中に漂い続けることになり、内部被曝のおそれが高まります。

#### 尿から南相馬市同様セシウム検出

ちくりん舎の青木一政氏が行っている尿検査では、2021年3月から7月玉造CC周辺の

住民40名の尿検査を実施しました。尿検査では多くの方からセシウムが検出され、そのセシウム量はリネン吸着法と同様、玉造CCの風下2km地点付近の住民が一番高い数値を示しました。この数値は南相馬市での尿検査結果とほぼ同等の数値で、内部被曝の進行が心配されます。

#### 大崎市土壌調査でも汚染明らかに

大崎市は土壌中の放射性セシウム濃度測定結果を公開しています。その土壌調査を半減期減少分を補正して試験焼却前後を比較する(南部正光氏と吉田洋一氏の分析)と、大崎中央CCでは焼却前濃度平均値が $48\text{Bq}/\text{kg}$ だったが、焼却後は $86\text{Bq}/\text{kg}$ に上昇。本焼却開始段階では $66\text{Bq}/\text{kg}$ に対して、焼却後 $84\text{Bq}/\text{kg}$ と上昇。また西部玉造CCでは試験焼却前 $221\text{Bq}/\text{kg}$ が試験焼却後 $243\text{Bq}/\text{kg}$ 、本焼却開始段階 $250\text{Bq}/\text{kg}$ が焼却後 $234\text{Bq}/\text{kg}$ となっています。総じて言えば、試験焼却前より試験焼却後放射性セシウムが上昇し、本焼却後も維持されています。

### 大崎住民訴訟

#### 次回期日(進行協議)

日時=2022年4月25日(月)14時~

仙台地方裁判所(傍聴できません)

報告集会=弁護士会館

# 今後の議論は「内部被曝」が焦点に！

## DVD「核の傷」上映と西尾正道氏の証人採用を要望

ニュース表面に記載の通り、弁護団は「焼却炉からの放射能漏れ」を立証したうえで、今後の議論の焦点となる「内部被曝」問題に対し、DVD「核の傷」上映と北海道がんセンター名誉院長の西尾正道氏を証人とするよう、裁判所に要請しました。

DVD「核の傷」は、長年被曝治療にあたられた肥田俊太郎医師が、自分の治療経験をもとに低線量被曝・内部被曝を語っているDVDで、ICRPの年間1mSv基準の欺瞞性を説いています。弁護団はこのDVDの法廷上映を求めています。

## 被告側反論は3月上旬提出で次回進行協議は4月25日

これら原告弁護団の主張に対する被告側の反論は3月上旬に提出され、それへの原告側反論が3月中に提出されることとなり、次回進行協議は4月25日となります。進行協議は原告以外参加できませんが、この日も報告集会を行いますので、多くの方の参加を希望します。

## 被告側、排ガス測定結果に自信ある反論できず

なお2月3日に提出された被告側意見書には「セシウム不検出で、量的に確認できないことが明らかになった」「ばいじん成分が明示されず、採取過程で試料汚染の可能性がある」という文面で、「微粒子がバグフィルターをくぐり抜けた」事実に対する反論を回避しています。

# 女川原発差し止め訴訟で調査嘱託採用

女川原発再稼働差し止め訴訟で、仙台地裁が原告側が申し立てた宮城県への調査嘱託の一部を採用することを決めたことを、2月16日原告側が明らかにしました。全国の原発差し止め訴訟で避難計画にかかわる自治体への調査嘱託が採用されたのは初めてのこと。石巻市住民17人で構成する原告側は、「裁判所が避難計画の実効性について判断する可能性が生まれてきた」と評価しています。次回進行協議(非公開)は2月21日午後2時。原告団は協議終了後、弁護士会館3Fで記者レクを行う予定です。この日の報告集会はありません。原告の一人である日野正美さんは「これで宮城県を裁判の場に引き出すことができた」と喜んでいました。

石巻市の住民17人が東北電力に女川原発2号機(宮城県女川町、石巻市)の再稼働差し止めを求めた訴訟で、仙台地裁(斎藤充洋裁判長)は16日、原告側が申し立てた宮城県への調査嘱託の一部を採用することを決めた。原告側が明らかにした。

原告側によると、全国の原発差し止め訴訟で避難計画にかかわる自治体への調査嘱託が採用されたのは初めてのこと。石巻市住民17人で構成する原告側は、「裁判所が避難計画の実効性について判断する可能性が生まれてきた」と評価しています。次回進行協議(非公開)は2月21日午後2時。原告団は協議終了後、弁護士会館3Fで記者レクを行う予定です。この日の報告集会はありません。原告の一人である日野正美さんは「これで宮城県を裁判の場に引き出すことができた」と喜んでいました。

調査嘱託するのは、重大事故時に避難経路上に設置される「避難退域時検査場所」の運営に関する事項。県職員らが到着する時間や、東北電が派遣する約600人の人員の業務内容など7項目の回答を県に求める。県に対するほかの項目の調査嘱託は却下された。原告側は訴状で、県の指針に基づいて市が策定した避難計画には多数の不備があると指摘。「原発の稼働によって人格権が侵害される具体的危険性がある」と主張している。